

1 長野農業振興地域整備計画の概要

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地を保全するとともに農業の振興を図るため必要な事項を定めたもの。

基本指針（国）及び基本方針（県）に基づき市町村が計画を策定する。

長野農業地域整備計画（H27.12～）

整備計画書

+

農用地区域図

2 スケジュール変更について

- 「長野農業振興地域整備計画」については、令和7年4月からの次期計画開始を目指し、令和4年7月、市長から農業振興審議会に総合見直しを諮問。現審議会委員の任期中に答申をいただくよう進めていた。
- しかし、県による「農用地区域図」下協議が長期になる見込みとなり、スケジュールを見直さざるを得なくなった。
- なお、次期計画策定時期は今後の県による下協議の進捗状況による。

農用地区域図



- ① 市が法定不適当地や非農地決定された土地を除外し、県へ協議
- ② 県が適切に除外されているか 1 筆ごと審査⇒多くの時間を要する
- ③ 県と市で除外手続きに対する認識の差



（一例）非農地決定された土地

市

- 非農地決定された土地は山林原野化し農業上の利用の見通しがないことから、除外すべき
- 市農業委員が調査の上決定したものであり、現況写真を添付する理由はない。そもそも、山林原野化した当該地を特定し写真を撮ることは現実不可能

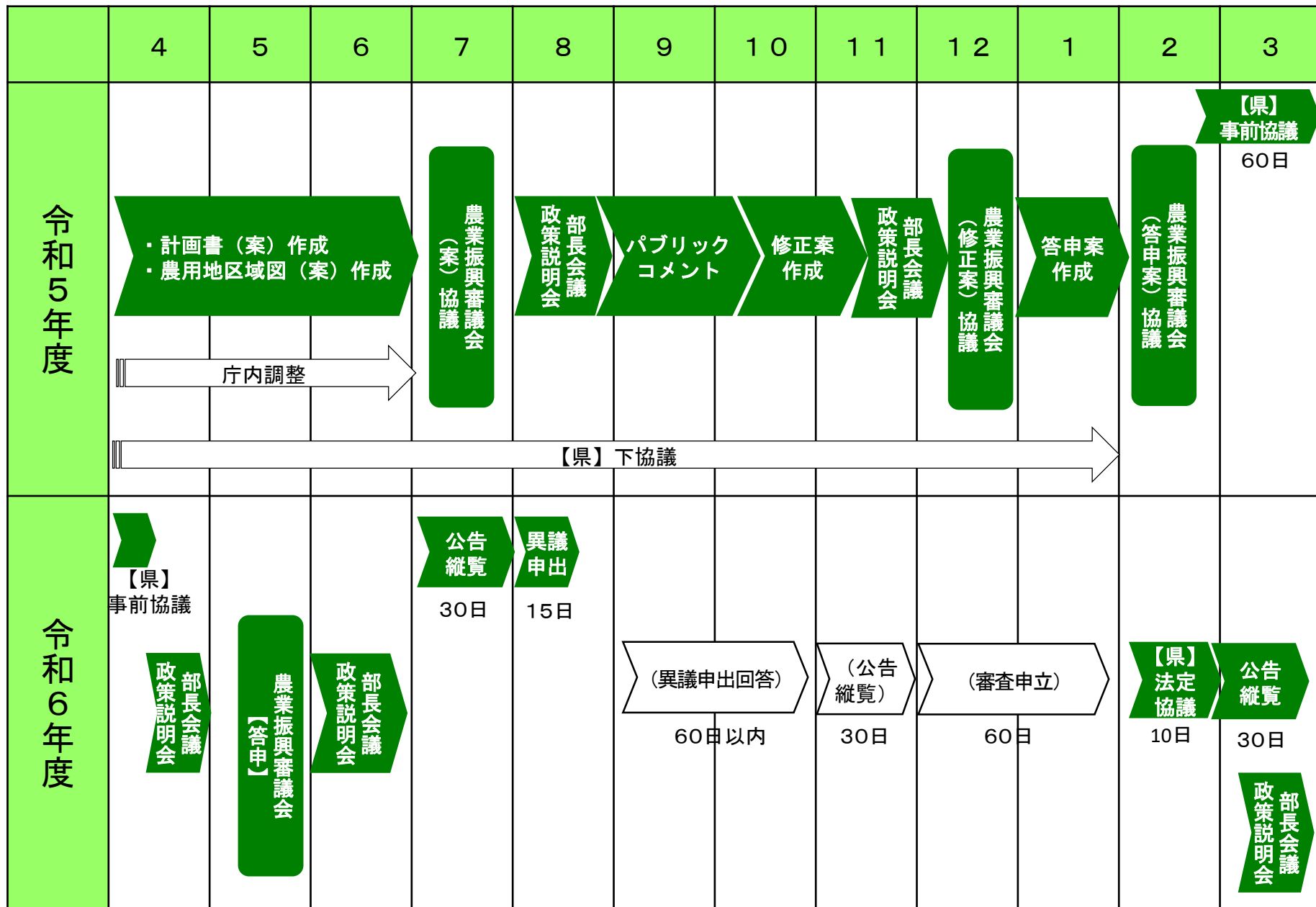
県

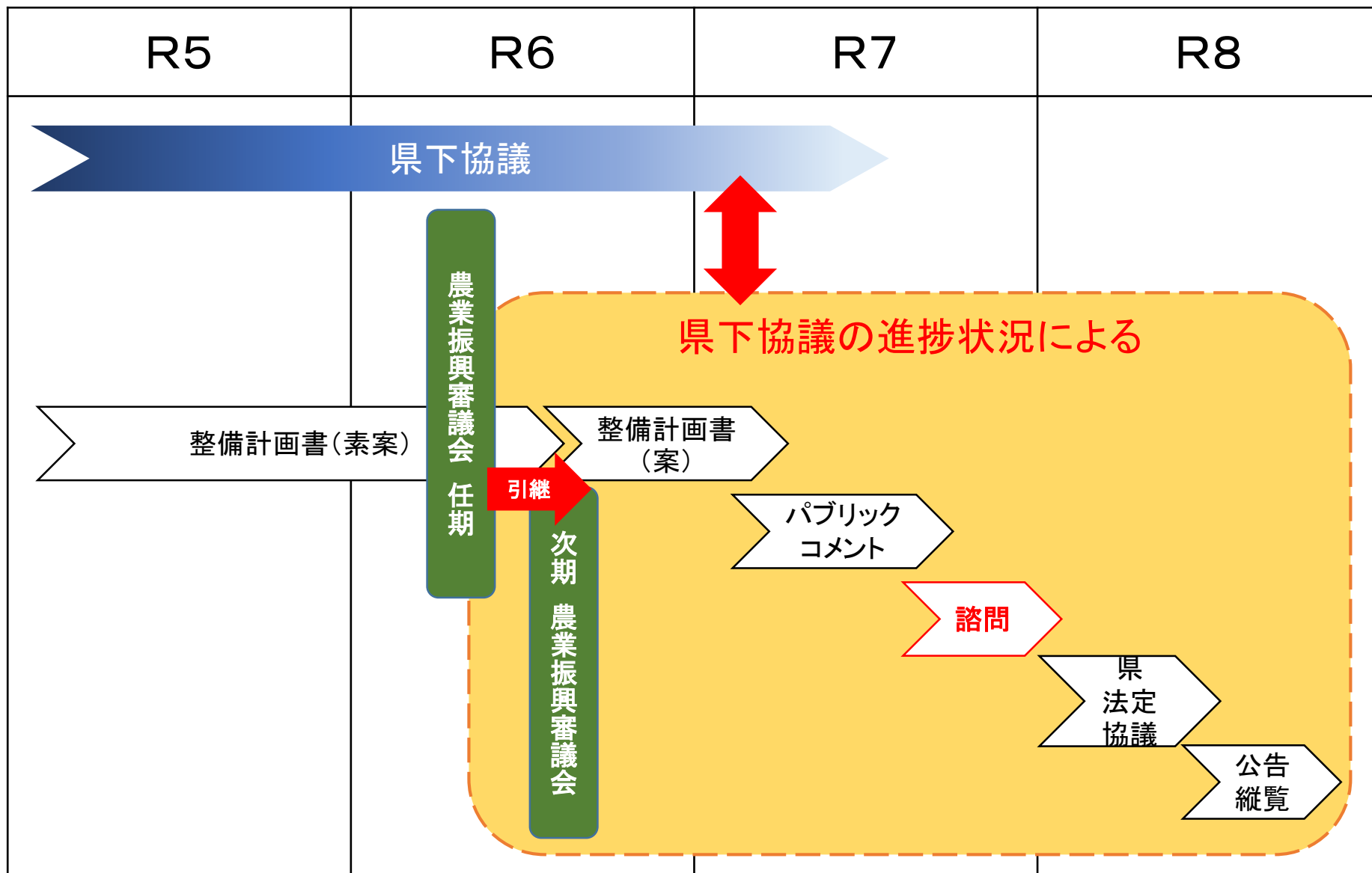
- 非農地決定をもって除外するものではない
- 航空写真から山林原野化が確認できないものは、現況写真を添付すること



4 当初スケジュール

3





整備計画書P4

社会経済情勢の変化	令和元年東日本台風災害、新型コロナウイルス感染拡大、ロシア・ウクライナ情勢、社会のデジタル化、働き方改革、首都圏一極集中からの転換の動き 等
農業をとりまく状況	農業者の高齢化・人口減少に伴う遊休荒廃化の継続
国の施策の動き	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを目指した「みどりの食料システム戦略」の策定 等
市の施策の動き	国からSDGs未来都市へ選定、長野市農業振興条例の制定、第二期長野市農業振興アクションプランの策定

整備計画書P6

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向 イ 農用地区域の設定方針

農用地区域8,502ha(R5.4.1現在)から、350haを除いた8,152haについて農用地区域を設定
(国道18号長野東バイパスの開通等法定不適当地の除外、非農地決定された農地の除外 等 → 農用地区域図から削除)

整備計画書P11

第2 農業生産基盤の整備開発計画

2 農業生産基盤整備開発計画

畑かん施設改修(豊野)等5箇所の整備開発計画を記載

整備計画書P12～13

第3 農用地等の保全計画

2 農用地等の保全整備計画

排水機場改修(長沼)等4箇所の保全整備計画を記載

3 農用地等保全のための活動

環境にやさしい農業を推進し、農地の持続的な保全や環境調和型の農業の実現を目指すため、SDGsの取り組みによる農地の保全の取り組みを追加

整備計画書P14

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1)農用地等の流動化

- 「農業委員及び農地利用最適化推進委員が中心となって農地の流動化や利用集積事業を進めてまいりましたが、さらに市内全域に農地流動化協力員を配置することにより、事業の推進を図っています。」と農業委員等の役割の記載を充実化。
- 「農家相談会」に関する事項を追記。
- 「人・農地プラン」に代わる「地域計画」の内容を追記。

整備計画書P15

第5 農業近代化施設の整備計画

2 農業近代化施設の整備の方向

スマート農業に関する記載(ロボット、AI、IoT等先端技術を活用したスマート化)を追記。

整備計画書P16

第6 農業を担うべき者の確保・育成施設の整備計画

1 農業を担うべき者の確保・育成施設の整備

農業研修センターの概要として、主な研修(講座)内容等を記載。

2 農業を担うべき者のための支援の活動

(1)新規就農の促進

新規就農支援としてサポートチーム、新規就農者育成総合対策事業、親元就農者支援制度、農業体験受入事業を追記。

(2)多様な担い手の育成

スマート農業機械の導入推進による支援、農福連携の促進を追記。

整備計画書P19

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

コロナ禍でのテレワークの普及に伴う「半農半X」など近年の農業への関わり方の多様化の状況を追記。